

弘前市文化芸術推進審議会委員公募要項

1 公募の目的等

(1) 目的

幅広く市民の声を文化芸術振興に反映させるとともに、柔軟な発想による意見を求めるため、弘前市文化芸術推進審議会委員を公募します。

(2) 公募する職

弘前市文化芸術推進審議会委員

(3) 職務内容

本市の文化芸術振興に関する事項の審査・審議

(4) 任期

委嘱の日から2年間

(5) 会議の開催

年2回程度、平日の日中に開催します。

※年度によっては会議の開催回数が増減する場合があります。

※1回あたりの審議時間は2時間程度です。

(6) 報酬・旅費

弘前市の規定により、報酬（会議出席1回につき委員は10,000円、会長については12,100円とする。）及び交通費相当額（バス代など）を支給します。

2 募集人員

1人程度

3 応募資格

市内に在住する18歳以上の市民

※現職の市議会議員、市職員（退職者を含む。）、弘前市の他の附属機関の委員である方を除きます。

4 応募方法

下記の(1)～(8)の事項を記入した応募書類を提出してください。

(1) 氏名（ふりがな）

(2) 生年月日、年齢

(3) 郵便番号、住所、電話番号

(4) 職業（就業者の場合は、勤務先又は所属団体等の名称・所在地など）

（裏面あり）

(5) 文化芸術活動に関する状況

文化芸術活動歴（活動実績、文化芸術団体等の役員歴、文化芸術イベントなどの運営実績、取得資格などがある場合は具体的に記載すること。）

(6) 現在、県及び他の市町村において審議会等の委員である方は、その審議会等の名称と在任期間

(7) 応募の動機（または自己PR）

(8) 本市の文化芸術振興に関する意見、提言等（800字程度）

※応募書類の様式は自由ですが、参考様式をホームページに掲載するほか、文化振興課（市役所前川新館5階）、弘前市民会館、弘前文化センター、岩木文化センター、百石町展示館、市民文化交流館でも配布します。

※応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

5 募集期限

令和8年10月30日（金）まで（必着）とします。

応募申込書は、郵送、持参、ファクス又はEメールで受け付けます。

なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。

6 選考の方法

提出された応募書類を審査のうえ選考します。

7 選考結果の通知

選考の結果は、令和8年11月末までに応募者全員に通知するほか、選任された方を市ホームページで公表します。

※委員に就任した場合、委員名簿、会議記録等の公開に伴い、委員の氏名が公開となります。

8 問い合わせ・提出先

文化振興課文化振興係（市役所前川新館5階）

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話 0172-40-7015

ファクス 0172-35-1105

Eメール bunkashinkou@city.hirosaki.lg.jp